

## 豪州産柑橘の輸出停止措置と輸入検査の強化について

(平成26年1月20日)

豪州産柑橘は、ミバエ類（チチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ）が生息していない地域として豪州政府が指定した地域で生産されたものに限り輸入が認められている。

今般、豪州政府は、指定地域である南オーストラリア州においてクインスランドミバエが発生したとして指定地域の一部について平成26年1月15日から日本向けの輸出を停止したことを通報してきたとのことである。

日本側では、豪州内の全ての指定地域で生産された今シーズンの柑橘果実の輸入検査に当たっては、以下の措置をとるとのことである。

1. 輸入された全てのコンテナを開扉のうえ、扉付近にミバエの混入がないことを確認
2. 定められた量の2倍以上について検査を実施し、腐敗果実については果実の切開調査を実施
3. 2の検査を実施する量は通常検査を実施しているコンテナ数の2倍のコンテナから案分して抽出